

令和6年度 介護報酬改定にあわせた主な居宅介護支援の改正点について

1 同一建物減算について

同一建物減算とは、事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する効率的なサービスの提供を勘案し、設けられている減算である。

令和6年度介護報酬改定にて、居宅介護支援においてもこの同一建物減算が創設された。

(1) 同一建物減算その1 (新設)

■適用要件

内容	減算
・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物 若しくは ・指定居宅介護支援事業所と同一の建物	所定単位数の95 / 100に相当する単位数を算定 (5%減算)

※同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該居宅介護支援事業所の居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当する。

■同一敷地内建物等

当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち、効率的なサービス提供が可能なものをいう。

【該当する例】

- 一体的な建築物として、当該建物1階部分に指定居宅介護支援事業所がある。
- 渡り廊下でつながっている。
- 同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する。

【該当しない例】

- 同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する。
- 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない。

(2) 同一建物減算その2 (新設)

■適用要件

内容	減算
・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合	所定単位数の95/100に相当する単位数を算定(5%減算)

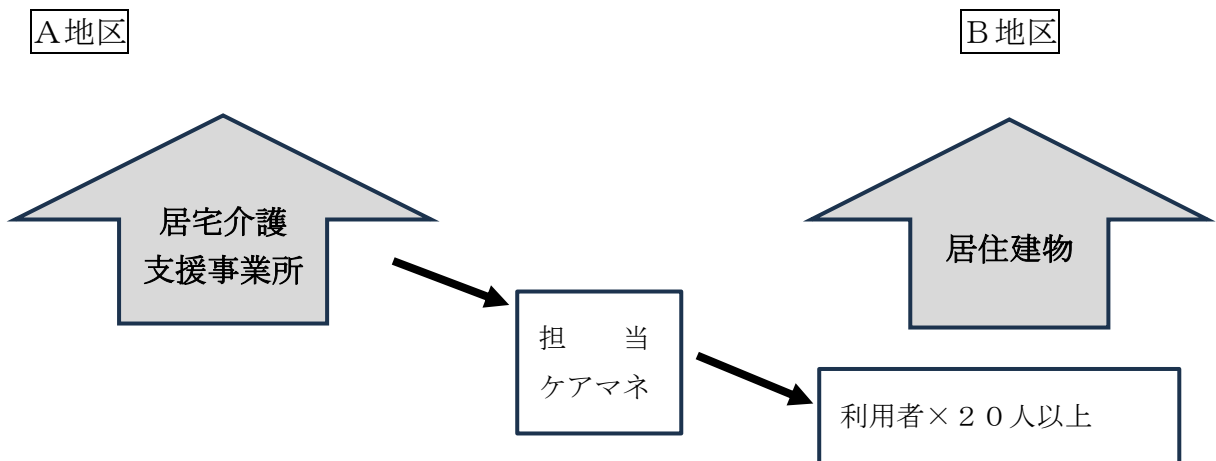
※同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該居宅介護支援事業所の居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当する。

■居宅介護支援事業所の利用者

当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合は、減算対象となる。(同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者を合算しない)

※利用者とは、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計

【事例】



2 ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数について

(1) ケアマネジャー1人当たりの取扱い件数

1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準

$$\text{利用者の数} = \text{要介護者の数} + \text{要支援者の数} \times 1/3$$

(改正前)

- 利用者の数が 35 またはその端数を増すごとに 1



(改正後)

- 利用者の数が 44 またはその端数を増すごとに 1
- ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合は、利用者の数が 49 またはその端数を増すごとに 1

(2) 居宅介護支援費

介護支援専門員1人当たりのケアプランの取扱件数に応じた居宅介護支援費の算定

区分	算定要件
居宅介護支援費 (I)	
居宅介護支援費 (i)	40件未満 → 45件未満
居宅介護支援費 (ii)	40件以上60件未満 → 45件以上60件未満
居宅介護支援費 (iii)	60件以上
居宅介護支援費 (II) ケアプランデータ連携システムを活用 及び 事務職員の配置	
居宅介護支援費 (i)	45件未満 → 50件未満
居宅介護支援費 (ii)	45件以上60件未満 → 50件以上60件未満
居宅介護支援費 (iii)	60件以上

- 指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数
1/2換算 → 1/3換算